AK

Aozora

Key Information

あおぞら キー インフォメーション

2011. 8月 VOL.70

あおぞら人事・労務サポート 発行

1.職場におけるメンタルヘルスの動向 ~脳・心臓疾患、精神障害の労災補償状況の発表~

先月、厚生労働省より、全国の平成22年度の脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況が発表され、精神障害等の請求件数は1,181件で2年連続過去最高、業務上との認定件数(支給決定件数)が308件と過去最高となりました。

この厚生労働省発表のデータは、労災補償に係るものについてのデータですが、東京労働局でも企業における過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策を中心とする健康管理状況を確認するための「従業員の健康管理等に関するアンケート」を昨年9月に実施(都内に本社がある労働者300人以上の規模の企業を対象に実施。回答企業数は1,266社で、1,000人以上の規模が47.6%、300人未満の企業も4.7%含まれる。)し、先月、その結果の発表がありました。

それによると、過重労働の有無にかかわらず、過去3年程度の間に精神障害の発症例があった企業は85.8%となり、前回平成19年度の調査結果より30%ほど増加しているようです。今後の発症への懸念について、発症例があった企業で72.4%、発生例がなかった企業でも4.3%が懸念ありと回答しています。心身の健康確保のための対策では、最多は「健康診断の完全実施」(86.9%)、「メンタルヘルス対策の充実」(52.9%)、「労働時間・労働密度など心身の過重負荷要因の改善」(42.1%)が過去の調査(平成14年度~16年度、平成19年度の4回)より増加傾向にあるということでした。

この2つの調査結果をみると、職場において精神障害の発症が確認されるケースが増えており、これに係るメンタルヘルス対策を充実させる取組も増加しているといえ、メンタルヘルスの問題が現実に年々重要なものとなっていることがいえるのではないでしょうか。



2.採用内定の取り消しについて

東日本大震災では、被災を理由とする採用内定者への内定の取り消しが多数出ました。会社側の都合による内定の取り消しは、被災のみならず先般来の不況により常々問題になっていますし、また内定者自身の問題による内定の取り消し もありますが、どのような場合に内定の取り消しが有効になるのか、あるいは無効になるものなのかを整理してみます。

採用の内定は、会社の入社日時などを明示した内定通知と、これに対する応募者の必要書類の提出による承諾によって成立しますが、このときに同時に労働契約が成立したものと見られています。ただし、採用内定による労働契約は社員として雇われた後の労働契約とは異なり、仕事を開始する日時に雇い入れを約束する契約であって、両者間ではそれまでの間の解約権を留保した労働契約となります。

解約権を留保した労働契約ですので、会社は内定者が学校を卒業できなかった場合や犯罪行為によって逮捕、起訴されたなどの内定通知書に記載された内定の取り消し事由が発生したときには、解約権を行使し内定を取り消すことができます。しかし、解約権は無制限に行使できるものではなく、客観的に合理的な理由があり社会通念上相当であると認められる場合に限って行使することができます。業績の悪化などでの会社側に理由のある内定の取り消しも、労働契約が成立しているのですから、社員を整理解雇するときと同様の客観的に合理的な理由が認められ社会通念上相当であると認められる場合でなければ無効となりますし、厚生労働省は内定取り消しを防止するために最大限の経営努力をおこなうなどのあらゆる措置を講ずる義務を課しています。いずれにせよ、まだ入社前であるから内定の取り消しをしても問題がないと

いう認識は通用しませんので、採用内定を出す段階から十分な注意をする必要があるということになります。

3. 夏季休暇のお知らせ (8/15~17)

8/15(月)~17(水)まで、夏季休業とさせていただきます。何卒、ご了承くださいませ。

編集後記

なでしこジャパンのワールドカップ優勝。まさに、日本が一つになった瞬間でしたね。選手たちは小さい頃からこの日のためにコツコツと努力をしてきたことを考えると、「強い信念」「あきらめないこと」「継続すること」の大切さ、素晴らしさを教えてもらいました。 さて、今年も阿波踊りの季節となりました。残念ながら今年から三鷹阿波踊りには出演しないのですが、今年の三鷹阿波踊りの広告のポスターには、見慣れた顔が載っています。継続は力なり。ずっとやっていると良いこともある!ですかね。あまり気づいてはもらえないんですけどね…(秋山)

あおぞら人事・労務サポート 特定社会保険労務士 秋山幸子 (登録 NO.13050514) 三鷹市下連雀 3-33-7-701 TEL:0422-24-8625 FAX:0422-24-8605

E-mail: info@aozora-sr.com

URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士 秋山·隅谷·玉川·安部(武蔵野支部)